

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県庁舎受付案内等業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5) 過去に受付案内業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部広報課

電話 026 (235) 7110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月19日 午前11時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟403号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月15日午後5時までに3の場所に提出してください。なお、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

広報課

公告

長野県労働委員会の委員の任期が平成20年4月20日で満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり長野県労働委員会の委員の候補者の推薦を求めます。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

1 推薦団体の資格

長野県の区域内のみに組織を有する労働組合又は使用者団体であること。

2 推薦に係る提出書類

(1) 推薦書（別記様式1）

(2) 被推薦者の履歴書（別記様式2）

(3) 労働組合にあっては、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合である旨の長野県労働委員会の証明書

3 提出期限

平成20年2月29日（金）（郵送による場合は、2月29日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

4 提出先

長野県社会部労働福祉課（県庁専用郵便番号 380-8570）

(別記様式1)

推 薦 書

年 月 日

長野県知事

殿

所 在 地

労働組合名

執行委員長 氏 名 ◎

長野県労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

記

(ふりがな) 氏名	年齢	所属名及び 職名	現 住 所	推薦理由

(別記様式2)

履 歴 書

ふりがな		生年月日	年 月 日生
氏 名			
現住所 (連絡先)	郵便番号	—	TEL
	()	FAX
	E-mail		

年 月 学歴・職歴等（最終学歴から記載ください。）

労働組合法第19条の4第1項に定める欠格条項（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること）の該当の有無

有 • 無

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

印

労働福祉課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生鮮＆業務スーパー佐久店
佐久市大字長土呂字下蟹沢251-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社平成不動産
北佐久郡御代田町大字草越1173-137
- 3 廃止前の店舗面積の合計
1,323m²
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0m²
- 5 廃止した日
平成19年11月30日

産業政策課

公告

次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告します。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 商号又は名称
株式会社上架設
- 2 代表者の氏名
上条泰彦
- 3 主たる営業所の所在地
松本市寿北1丁目13番3号
- 4 建設業許可番号
長野県知事（般-15）第22222号

土木政策課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成20年2月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 処分をした年月日
平成20年2月5日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
有限会社エム企画
千曲市大字倉科1013番地
緑川進
長野県知事許可（般-17）第21412号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による一般建設業許可（とび・土工工事業）の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社エム企画の役員は、平成19年8月宇都宮地方裁判所板木支部から懲役2年執行猶予3年の刑を言い渡され、同年9月に刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

土木政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月7日

長野県長野保健所長 西井中子

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野保健所・長野消費生活センター庁舎清掃業務委託一式
- (2) 役務の特質
長野保健所・長野消費生活センター庁舎及びその構内の清掃作業
- (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
長野市大字中御所字岡田98-1
長野保健所・長野消費生活センター庁舎及びその構内
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2の規定により建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- (5) 過去に延床面積3,000m²以上の建物において、清掃の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (6) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字中御所字岡田98-1
長野県長野保健所総務課
電話 026 (223) 2131 内線 113
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月5日(水) 午前10時
イ 場所 長野県長野保健所 201・202号会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月25日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野保健所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

医療政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月7日

長野県長野保健所長 西井中子

1 入札に付する事項**(1) 調達をする役務**

長野保健所・長野消費生活センター庁舎空調設備保守点検業務委託

(2) 役務の特質

長野保健所・長野消費生活センター庁舎の空調設備保守点検業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

長野市大字中御所字岡田98-1

長野保健所・長野消費生活センター庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に同規模の空調設備保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (5) 事故発生時等、緊急時の出動要請に対応できる体制が整備できる者であること。
 - (6) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字中御所字岡田98-1

長野県長野保健所総務課

電話 026 (223) 2131 内線 113

4 入札手続等**(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月5日(水) 午前11時

イ 場所 長野県長野保健所 201・202号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月25日（月）午後5時まで上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野保健所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

医療政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月7日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立須坂病院中央監視業務委託

(2) 役務の特質

長野県立須坂病院の空調、電気、給排水、医療ガス及び防災の設備の運転及び監視業務並びに日常警備、緊急時対応、小破修繕、エネルギー管理等の業務

(3) 履行期間

平成20年6月1日から平成23年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去3年以内に300床以上の病院の中央監視業務契約を誠実に履行した実績を2年以上有する者であること。

(5) 次の要件のすべてに該当する者を配置することができる者であること（複数の者で当該要件のすべてを満たす場合を含む。）。

ア ポイラー技師（1級以上）で実務経験が1年以上の者であること。

イ 高圧ガス丙種化学責任者（特別）又はC E講習修了者で、病院管理業務の実務経験が1年以上の者であること。

ウ 電気工事士（2種以上）で病院管理業務の実務経験が1年以上の者であること。

エ 電気主任技術者（3種以上）で病院管理業務の実務経験が1年以上の者であること。

オ 冷凍機械責任者（3種以上）で病院管理業務の実務経験が1年以上の者であること。

カ エネルギー管理士で、省エネ提案の作成ができる者であること。

キ 危険物取扱主任者（甲種又は乙4類）

(6) 中央監視業務履行に必要な人員を配置できる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026（245）1650 内線 3110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月29日（金）午後3時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月21日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月7日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立須坂病院産業廃棄物処理業務委託

(2) 役務の特質

長野県立須坂病院の産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格

としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による長野県知事の許可を有する者であること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項及び第14条の4第6項の規定による長野県知事の許可を受けた者で、長野県内で中間処理を行うことができるもの又は長野県内で中間処理を行うことができる者に病院の産業廃棄物の処理業務を受託させることを誓約すること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026（245）1650 内線 3110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月29日（金） 午前11時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月21日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月7日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立須坂病院洗濯業務委託

(2) 役務の特質

長野県立須坂病院の洗濯作業

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5) 過去3年以内に300床以上の病院において洗濯業務契約を誠

実に履行した実績を2年以上有する者であること。

(6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14各号に掲げる基準に適合している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026（245）1650 内線 3110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月29日（金）午後2時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月21日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課